

デイサービスセンター足立万葉苑 指定地域密着型通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設するデイサービスセンター足立万葉苑（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護（以下「指定 通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「地域密着型通所介護従事者」とが要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他の必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター足立万葉苑
- (2) 所在地 足立区六月2丁目11番20号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 1名（特養施設長と兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護計画（以下通所「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- (3) 介護職員 2名以上
介護員は通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し適切な介護（助）を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名（特養看護師と兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

- (5) 運転手 1名(兼) 車輛による送迎業務を行う。
- (6) 事務員 1名(兼) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし日曜日および12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、下記の通りとする。

1単位目 サービス提供時間帯 午前10時から午後4時 定員10名

(指定地域密着型通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は居宅サービス計画又は介護予防サービス計画

(以下「居宅サービス計画等」)に基づいてサービスを行うものとする。ただし緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- (1) 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動・移乗の介助
 - ウ. 通院の介助その他必要な身体の介護
 - エ. 養護(休養)
- (2) 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア. 衣服着脱の介護
 - イ. 身体の清拭・洗髪・洗身
 - ウ. その他必要な入浴の介助
- (3) 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
 - ア. 食事の準備
 - イ. 配膳下膳の介助
 - ウ. 食事摂取の介助
 - エ. その他必要な食事介助
- (4) 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- (5) 栄養改善に関すること
低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。
- (6) 口腔ケアに関すること
口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

(7) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション
- ウ. グループワーク
- エ. 行事的活動
- オ. 体操
- カ. 趣味活動

(8) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対して送迎サービスを提供する。送迎車輻には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

(9) 相談・助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者負担の指定居宅介護事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望されている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、援助計画を作成する。また、す及びその置かでの居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

2 地域密着型通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、指定地域密着型通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(指定地域密着型通所介護等の提供記録の記載)

第10条 指定地域密着型通所介護従事者は、指定地域通所介護等を提供した際には、定通所介護等について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第4項の規定により、利用その提供日・内容、当該指者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載する。

(指定地域密着型通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割もしくは、2割、または3割とする
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定地域密着型通所介護に通常要する時間を越えて指定地域密着型通所介護を提供する場合の利用料、食材費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸費用については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定地域密着型通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に別途契約書で指定する方法により納入する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は足立区全域とする。

(契約書の作成)

第13条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 指定地域密着型通所介護事業従事者は指定通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡のうえその指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 指定地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は、利用者の避難等、適切な処置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行なう。

(衛生管理及び従事者の健康管理)

- 第16条 指定地域密着型通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護従事者に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が事業又は予防事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(秘密の保持)

第18条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体的に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文章（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(相談・苦情処理)

第19条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(介護事故発生時の対応及び防止策等)

第20条 事業所はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為

(5) 食事を与えないこと

(6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと

(7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること

(8) 事業所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること

(9) 性的な嫌がらせをすること

(10) 利用者等を無視すること

3 事業所は、虐待発生の防止に向け、虐待防止検討委員会を設け、その責任者は管理者とする。また、従業者は虐待発生の防止に向けた研修を年2回以上受講する。

虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに区市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。事案について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について従業者に周知するとともに、区市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努

(身体的拘束等)

第22条 事業所は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者等又は職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の同意を受けた場合にのみ、同意された条件と期間内に限って身体的拘束等を行うことができる。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護事業提供を継続的に実施するため、及びひじ幼児の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の留意事項)

第24条 事業所は、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人射水万葉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年9月1日より施行する。(改定)

この規程は、平成30年4月1日より施行する。(改定)

この規程は、令和2年5月1日より施行する。(改定)

この規程は、令和2年6月1日より施行する。(改定)

この規程は、令和6年1月1日より施行する。(改定)

この規程は、令和6年4月1日より施行する。(改定)